

1. 件名：素材メーカーの不適切な行為に関する電源開発株式会社からの情報提供
2. 日時：令和4年3月16日 13時30分～13時50分
3. 場所：実用炉監視部門会議テーブル
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門  
久光上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官

電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 室長代理他1名

#### 5. 要旨

- (1) 電源開発から、大間原子力発電所向け機器製造メーカーの、取引先である素材メーカーにおいて熱処理及び引張試験に関する不適切な行為が確認されたと情報提供を受けた。内容は以下のとおり。
  - 熱処理に関する不適切な行為は、2008年夏頃より熱処理の保持時間について、発注元の要求仕様に基づく保持時間ではなく、自社基準で熱処理を行っていた。結果、発注元の要求仕様より短い保持時間で実施していた。
  - 引張試験に関する不適切な行為は、2011年4月頃より、引張試験を実施せず、材料検査成績書に記載していた。
  - 今後の対応として、不適切な行為があったと疑われる製品について、技術的な見地から検討した上で当該製品の使用を適切に判断する。

#### 6. 提出資料

資料1：大間原子力発電所 素材メーカーにおける不適切行為の影響について

以上